

一九五〇年代台湾の「国語」運動：中国共産党の 「漢語規範化」運動を視野に入れて

著者	黄 英哲
雑誌名	關西大學中國文學會紀要
巻	27
ページ	17-40
発行年	2006-03-20
その他のタイトル	The Taiwanese National Language (guoyu) Movement of the 1950s : with a consideration of the Chinese Language Standardization Movement following the Founding of People's Republic of China
URL	http://hdl.handle.net/10112/12595

一九五〇年代台湾の「国語」運動

——中国共産党の「漢語規範化」運動を視野に入れて——

黄 英 哲

はじめに

言語 (language) は国家の境界の形成と密接な関係を有している。言語とは国家権力を後盾にしたある言語集団の言葉 (dialect) である。どのような集団であれ、ある地域を武力で征服した後は、政権を強固なものにするため、新しい政治や社会・経済の体制を打ち立て、あらゆる方面で再構築を行う。言語はその改編の過程で重要な役割を演じるのだ。そうした文化改造の最終目的は、新政権の正当性を確立することにある。言語はイデオロギーと文化を載せる媒体であり、新しい政権が国民意識と国民行動を形づくろうとする際には、最も有効な道具となる。教育体制とメディアによる絶え間ない宣伝と意識の注入によって、新しい文化の意義が徐々に浸透していくことになる。⁽¹⁾つまり、言語は人と人とを結ぶ道具としてのみならず、ある権力、あるイデオロギーを代表するものだといえる。政治と相互依存の関係にあり、さらに国民 (nation) 統合と不可分のものなのだ。

戦後、海峡を挟んだ兩岸の政權は、ともに言語の効用ということに注目し、言語の問題に特に力を注いできた。一九四五年一〇月、中国国民党政府（以下、国府と略称する）は台湾を接收後、直ちに台湾の文化再構築事業に着手したが、その手始めとなったのは、台湾に「国語」⁽²⁾を普及させ、台湾を中国の言語秩序の中に組み入れることであった。国府は言語という権力を行使して政治を行い、文化をコントロールし、迅速に国民統合を実現することを目指した。戦後初期、台湾大学中国文学科助教であった呉守礼は、当時の台湾の言語状況について次のように述べている。

台湾人の言語層は三つに分けられる。老人、中年、青少年である。老人層では、五十年来日本語を学ぶ機会がなかったという一部の人はいうまでもなく、知識人の言語はおおむね台湾語で、生活語も台湾語だとはいつても、語彙の中に少なからぬ日本語やその語法が入りこんでいる。中年層では、日本語に習熟していない一部分を除いて、おおむね日本語をよく操り、日本語を読み書きし、あるいは受けた日本教育によって発想や思考には日本語の語法をする者もいる。この層の人は、あるいはとても流暢な母語（台湾語を指す——筆者注）を話すが、母語はすでに社会から家庭の片隅に追いやられていたため、日本語でものを考えざるを得ない。台湾語の根幹に揺るぎはないものの、枝葉はすでに変化してしまった。青少年、この層は、日本語を完全に習得していないだけでなく、台湾語を全く話せない者もあり、実際には最も日本語から離脱できない層なのだ。⁽³⁾

当時、台湾の言語の「日本化」はかなり進行しており、文化については推して知るべしの状況であった。そのため、国府は一九四六年四月に「台湾省国語推行委員会」を設立し、中国語や漢字の普及という事業にとりくんだ。これを

台湾では「国語運動」と呼ぶ。そして、一九四九年に国府が台湾に移ったのち、五〇年代、国府は台湾での政権を強固なものにし、政権の正当性を維持するために、一層これを強力に推進し、全民を挙げての運動としたのである。

さて、中国共産党に目を向けると、一九四九年の中華人民共和国の建国後、国民の八〇パーセント近くが非識字者という状況⁽⁴⁾を解消し、国民を統合するため、さらにはいわゆる社会主義の建設を順調に進めるため、中国共産党は、言語や文字の問題にかなり力を入れた。幾度も検討を重ねて言語・文字工作についての路線を決定し、一九五四年一月に「中国文字改革委員会」、一九五六年三月に「中央推广普通话工作委员会」を設立し、漢字の簡化、漢語の表音化、普通語の推進に着手した⁽⁵⁾。これらは大衆運動という方法による漢語の規範化運動である。中国においては「国語運動」という名称こそ用いられなかったが、「漢語規範化」運動とは実際のところ一種の「国語運動」であり、台湾がいうところの「国語」も、中国でいうところの「普通語」に他ならない。

本稿は、五〇年代の台湾の「国語」運動を、運動の要となった魏建功や、同時期の中国の「漢語規範化」運動を視野に入れつつ、国民統合という視点から考察したものである。ただし、言語は広汎な分野に渉る問題であり、本稿は、言語政策とその政策の実施機構の設立という面についてのみの検討であり、「国語」が依拠するところの兩岸の文化やイデオロギーの比較については、しばらく措く。

一、魏建功と戦後台湾の「国語」運動の展開

一九四三年一月二日の「カイロ宣言」において、日本は敗戦後、満州・台湾及び澎湖列島など日本国が清国から掠奪した地域を、中華民国に返還するようという声明が出された。国府は一九四四年四月から台湾を接收する準備

を開始し、台湾調査委員会を設置して、接收計画を策定させ、同年一月には国府の高級幹部を専門に訓練する中央訓練団に台湾行政幹部訓練班を設置し、台湾接收工作メンバーの訓練を始めた。国府教育部の国語推行委員会もまた台湾調査委員会のプランニングに参加し、台湾行政幹部訓練班の指導に参与している。教育部国語推行委員会常務委員の魏建功と専任委員の蕭家霖とは、ともに台湾調査委員会の兼任専門委員として招聘され、台湾行政幹部訓練班にて語文教育についての諸問題の講義をおこなっている。

一九四五年八月、台湾調査委員会主任委員の陳儀は、台湾省行政長官公署行政長官に任命された。陳儀は『大公報』の記者のインタビューに対し、「台湾に赴任したら、真っ先に国語国文の教育に着手し、是非とも台湾同胞に祖国の文化を理解させるという目的を達成したい」と明確に語っている。当時、台湾省の教育行政を管掌していた行政長官教育処もまた、「本省の光復後、教育の第一の問題は、いかに国語教育を施行するかである」と明言しており、国府当局が言語の問題の重要性をすでに認識していたことがわかる。台湾の接收が始まるや、台湾での「国語」推進という言語政策は既定のものとなり、行政長官として立法権を付与された陳儀は、「台湾省行政長官公署令」を發布して、「台湾省国語推行委員会」を設立し、魏建功を当該委員会の主任委員として招聘し、戦後台湾の「国語」運動の責任者に据えた。

魏建功（一九〇一〜一九八〇）は字を天行といい、江蘇省如皋県（今の海安県）の出身である。一九一一年に如皋第一高等小学、一四年に南通の省立第七中学に入学した。一九年に北京大学文予科乙部に合格し、二一年北京大学文本科中国文学系に進んだ。二二年、大学二年生の時、魯迅の「中国文学史」の講義を履修している。在校中は、健攻、天行、山鬼、康龍、文狸といったペンネームで、『猛進』『語絲』『政治生活』などの雑誌に文章を発表している。二

三年には、潘梓年、鏐金源、夏德儀、李浩然、施之瀛らとともに『江蘇清議』を創刊し、軍閥官僚政治の批判を展開した。二五年、黎明中学の創設発起人となり、魯迅に出講を依頼している。同年、中国共産党に入党（ただし、二六年に脱党）。北京大学卒業後は、北京大学研究所国学門の助手として学校に残り、劉復の「語音楽律実験室」に協力している。二七年、朝鮮の京城（現ソウル）に京城帝国大学の中国語教師として赴いたが、翌年には北京大学に中国文学科の助手として戻り、のち助教授、教授と昇任した。二八年、「教育部国語統一籌備委員会」常務委員に任じられ、黎錦熙らとともに『中国大辞典』を企画編纂。三五年五月、国府によって同委員会が撤廃され、八月に「教育部国語推行委員会」に改編されると、委員兼常務委員に任ぜられた。同年、三〇万字にも及ぶ力作『古音系研究』を出版した。三七年、抗日戦争勃発後は、委員会も停止し、北京大学の南遷にもなって、長沙臨時大学、昆明西南聯合大学の教授を歴任した。四〇年には四川白沙国立編訳館の専任編輯となり、『大学国文教科書』を編集、同年六月に国府が重慶で「国語推行委員会」を再興した際には、再び委員兼常務委員に任ぜられた。七月、教育部が開催した国語推行委員会の全体会議では、黎錦熙、盧前、魏建功ら三委員が国語音に依拠した『中華新韻』を編訂することが議決された。これは四一年一〇月に国府が頒布したことで国家の韻書となり、今にいたるまで用いられている。四二年には、四川白沙西南女子師範学院中国文学系教授兼国語専修科主任、教務主任となり、抗日戦争勝利の日に至っている。

戦後は、「台湾省国語推行委員会」主任委員として台湾に赴き、四七年の「二・二八事件」の後に離職し、台湾大学中文系教授となった。しかし、国府の教育部は四八年六月にさらに引き続いて魏建功と何容の二人に北平の『国語小報』を台湾に移して『国語日報』とする仕事を命じた。同年一〇月には『国語日報』が創刊され、魏建功はその社

長に任命されている。国府教育部はまた、四八年六月、台北に「教育部国語推行委員会閩台地区弁事処」を設置し、魏建功は台北市の常務委員となった。同年、魏建功は中国に戻り、北京大学中文系教授となり、五一年、新華辞書社の社長として『新華字典』を主編した。五四年には「中国文字改革委員会」の委員に任じられ、五六年、「中央推廣普通話工作委员会」の委員を兼任し、漢語規範化の事業に力を注いだ。このように奇しくも彼は、戦後、海峡を挟んだ兩岸の「国語」運動と深い関わりをもったのである。六二年、北京大学副学長に任じられたが、六六年に文化大革命が始まると、厳しい批判にさらされ、四人組失脚後は「梁效」(両校)事件によって、四人組の手先と指弾され、八〇年二月、北京で病没した。⁽⁹⁾

魏建功は一九四六年一月に台湾に到着すると、すぐ台湾省国語推行委員会の準備を開始した。四月二日、行政長官の陳儀は台湾省行政長官公署令「教秘字第一五一六号」を發布し、単行法である「台湾省国語推行委員会組織規程」⁽¹⁰⁾を制定した。ここに台湾省国語推行委員会は正式に発足し、⁽¹¹⁾魏建功は主任委員に任命された。台湾省国語推行委員会は、行政上は長官公署教育処に属し、その位置づけは、企画研究を統轄し国語教育の機構を助ける台湾全省の「国語」推進の指導機関として政令の実施を教育処から負託されていた。

台湾省国語推行委員会の具体的な工作内容は、委員会成立の翌月に提出された「台湾省行政長官公署教育処工作報告」中に明らかである。その工作内容は、社会の個人あるいは機関団体で「国語」を伝習する者に対し、標準に合うようにあらかじめ模範を示して手助けする一方、本省の言語教育問題について実験研究を行い、有効な解決の手立てを求めていく。同時に各地から国語国文の教員を招き、各レベルの学校に配置する。ならびに各県や市に国語推行所

を設置し、各地の国語推進の責任を負わせる、というものだった。⁽¹²⁾

台湾省国語推行委員会自身も、設立の初年度に次の二つの目標を掲げている。

第一の中心目標は標準の樹立である。(略) 国音の標準音が教育部が公布した「国音常用字彙」であることを明示し、かつあらゆる国音の標準に関する材料を集めて、「国語標準彙編」を編纂する。同時にまた標準音を話す人、すなわち本会の常務委員である齊鉄恨氏に依頼し、ラジオ局で「読音模範放送」を制作する。我々が進めている各種の工作、編集、審査、訓練、および各機関各学校に対して講習会、訓練班、座談会、討論会スピーチコンテストなどを開催する。あらゆる協力と指導の工作は、すべて標準の樹立を中心とする。我々はいつも国語に関する質問に対して、書面あるいは口頭で解答するが、これもまた標準に関わる問題である。

第二の中心目標は、本省の方言を回復することを提唱する。本省には元来方言があり、日本によって使用を禁止されて消滅したわけではないが、しかし支配された機関、その使用範囲はすでにも小さくなってしまった。(略) 本省の方言は、国語と同じ系統の言語(漢語)であり、方言から国語を学習すれば、効果も倍増する。もし方言が消滅したら、国語を学ぶことは外国語を学ぶことと同じように難しくなる。そこで我々は本省で方言の使用が復活しさえすれば、国語は容易に行われると考えている。(略) 我々は本省の語音字音を注した「方言符号」を制定し、「国方字音対照録」「国台通用詞彙」「国台対照詞彙」などの書物を編纂した。⁽¹³⁾

上掲の台湾省国語推行委員会の工作內容からは、委員会が実質的な戦後台湾の語文教育——中国語教育の執行機関

であったことがわかる。具体的な方策としては、中国各地から国語国文の教員を招聘し、各レベルの学校に配置すること。全省の行政員や国民学校、中学校教員に国語訓練を課すこと。各県市に「国語推行所」を設置し、中国各地から招聘した「国語推行員」を「推行所」に派遣し、各地方の「国語」運動を任せるというものであった。その国語を学ぶための具体的方法——まず国音の標準を明確にし、方言から国語を学習するというのは、魏建功の考えによるものである。⁽¹⁴⁾ 魏建功は自ら国語と台湾語の読音を対照させた「注音符號十八課」を著し、注音符号でもって廈門音、漳州音、泉州音、客家音を示した。これは台湾省国語推行委員会が主編した『新生報』の「国語」欄で、第二期から連載が始まっている。⁽¹⁵⁾ 彼の構想を具体的に示したものだといえよう。

魏建功が主管した台湾省国語推行委員会は、精密で崇高な理想を有したが、問題もまた山積みであった。たとえば、学校はどれも「国語」教科書が不足しており、戦後一年経った一九四六年一〇月の時点においても、昭和一〇年（一九三五）に出版された『高等漢文』⁽¹⁶⁾を教科書にしている学校すら存在した。最も深刻だったのは、「国語」を伝習する「国語」教師の水準の問題、それから「国語推行員」の不足である。魏建功は、国府の教育部が抗日戦争期に創設した国語に携わる人材を育成する三つの学校——甘肅省蘭州の国立西北師範学院国語専修科、四川省白沙の国立西南女子師範学院国語専修科、四川省璧山の国立社会教育学院国語専修科の学生を台湾に呼び集めていたが、人手が足りず、さらに中国各地から人を集めて国語推行委員会にて訓練の後、台湾各地の学校に派遣せざるを得なかった。そのため、国語教師の水準にはばらつきがあった。当時、高校生から寄せられた意見には次のようなものがあった。「私達の学校の教師の多くは上海から集められた人々で、彼らは江蘇なまりの国語です。一部には授業で日本語を話す台湾人もいます。ここで「国語」が活躍する勢いをもてないのは、「国語」の重要性を真に理解し、標準的な「国語」

を話すことができる人が、たった半分だからです⁽¹⁷⁾。また、新聞社の社論の中には直接批判するものもあった。「国語教師の中には、国語を教えるには自分自身が標準音でない者がいる。ある者は「広東国語」、ある者は「浙江国語」で、甚だしくはなんと上海語で国語を教える者まであり、学習者の信頼を大きく低下させている⁽¹⁸⁾。これらの声は当時の実情を端的に示している。

教育処は当時、全省の一九の県市にそれぞれ国語推行所を設立し、三〇七名の推行員を各所に配置する計画を立てていた。この計算によると、推行員は五七〇一三三名になるはずである。しかし、一九四六年三月から設立が始まった一箇所に実際に派遣された推行員は三三名で、一〇月になって一四箇所に増えたものの、人員は全部合わせて四二名に過ぎなかった⁽¹⁹⁾。推行員の不足を補うため、魏建功は人材を探しに四六年九月から翌年三月まで北京に戻っている。そして、四七年三月、魏建功が台北に戻った時には、台湾では「二・二八事件」が発生した直後だった。同年四月、国府は台湾省行政長官公署を廃止し、台湾省政府として改組した。行政長官公署が省政府に改組されたことともない、教育処に属していた国語推行委員会も独立機構に改められた。六月、魏建功は主任委員の職を辞し、副主任であった何容が主任委員に昇格した。改組後の台湾省国語推行委員会が出した四七年度の活動報告には、主要な業務について次のようにいっている。「訓練工作 ①各県市の国語推行員の集中訓練。(略) ②北平から台湾に来た国語工作人員の短期講習。(略) ③全省の公務員・語文教師の講習班。(略) 指導工作 ①読音の模範放送。(略) ②語文教育の指導。(略) ③国語問題に対する回答。(略) 編集工作 ①国語講習用の書籍。(略) ②国語の会話教材。(略) ③国語を推進するための参考用の書籍。(略) ④注音国語文選。(略) ⑤国語台湾語比較学習用の書籍。(略)⁽²⁰⁾」これらは、ほとんど魏建功の「国語」運動の方針にのっとったものといえる。

二、五〇年代台湾の「国語」運動

「二・二八事件」の後、国府は台湾に対して国民統合を強化した。国府は「台湾人は徹底的に日本教育によって奴隷化され、日本思想によって毒化された」とし、「国語」教育を通して台湾人の国家観や民族意識を改造する必要があるとし、日本語を全面的に禁止し、公務員に全て「国語」を使用することを要求した。⁽²¹⁾

一九四九年の末、国府は台湾に退却し、中央政府が台湾に移ると、台湾での政権を強固にし、その政権の正当性を維持するために、さらに徹底的に国家権力を使って「国語」政策を実施した。国府の台湾移転後、教育部の方の国語推行委員会は、委員を欠いたままの状態が続いた。中央政府内に「国語」を普及する指導機構が無いというわけにもいかないことから、一九五一年になって、教育部の社会教育推行委員会の下に国語教育輔導委員会が設立された。その後、一九五五年六月に社会教育推行委員会が終了すると、国語教育輔導委員会はさらに「教育部国語教育輔導會議」と改称されたが、これはあくまで臨時的な組織であり、助言的な立場の組織である。教育部の方の国語推行委員会が復活するのは、一九八〇年になってからのことである。⁽²²⁾つまり、国府が台湾に移って以後も、五〇年代の台湾の「国語」運動の実質的な主導機関や執行機関は、魏建功の理念によって設立された省政府に属する「台湾省国語推行委員会」であり続けたのだ。

上述したように、一九四七年に改組された「台湾省国語推行委員会」は、ほぼ魏建功が確立した「国語」運動の方針を継続した。一九五八年までの、毎年の活動内容はおおむね以下のとおりである。

一、標準音の模範を示すことに関する事項…台湾のラジオ局（台北新公園内）の放送で模範的な標準音を示し、

国語教学に広めること。閩南の方言（台湾語）の音及び国語の音の印刷用原版を作製し、これにもとづき書籍を印刷する。『国語日報』の普及及び各種の国語問題に対して解答するものにする。

二. 指導訓練に関する事項…省政府が主催する公務員の国語訓練、国民学校の教員の国語講習班、教育庁に付設された語文研修学校国語訓練など教員の資質向上の仕事を手助けすること。全省の各機関や団体の国語講習班や教員研修班に人員を派遣して国語を教授する手助けをすること。社会的に言語と関連する活動、たとえば座談会・シンポジウム・研究会・国語による演説や朗読のコンテストなどに参与する。各県や市の国語推行幹部の訓練などを主催すること。

三. 研究実験に関する事項…推行委員会は伝習を指導する機会を借りて実地監察と教学実験を行い、適した教材や教学法、たとえば注音符号を利用した教学を研究し、教学法として採用すること。国語の実験小学校を作り、教材や教学法の実験を行うこと。山地に広めて国語教学の実験を行うこと。本省の閩南や客家および山地の方言について調査研究すること。

四. 編集審査に関する事項…国語講習用の書籍や会話教材、国語文選、国台音（国語と台湾語）の比較用の書籍を編纂すること。個人あるいは団体の著した国語文の書籍を審査すること。⁽²³⁾

これらは魏建功が定めた枠組みを超えるものではない。国府は台湾に移ったのち、これらの国語推行委員会の活動のほか、一連の法令を通じて「国語」普及運動を加速させた。主だったものを挙げると、たとえば一九四六年三月二十五日に台湾省行政長官公署が発布した「台湾省各縣市三十五学年度小学教員暑期訓練実施弁法」は、各県や市の国民

学校およびその他の公私立小学校教職員は講習班に参加しなければならないと規定している。講習は全部で二一六時間、その中の「国語」と「国文関連科目」は合わせて八〇時間で、全体の三分の一を超えていた。研修の修了後は試験を実施し、国語・国文が合格であればそのほかは不合格でも平均点で合格している者には、修了証書を発給し、一方、「国語」や「国文関連科目」が不合格の者については、教員資格を取り消すということまでした。

一九五一年七月一〇日には、台湾省教育庁は「台湾省各県市国民学校弁理民衆補修班応行注意事項十四条」を発令し、民衆の補習班の上級班と初級班について規定した。教科は、国語文（六時間）、算術あるいは珠算（二時間）、公民常識（二時間）、音楽（二時間）、時事解説（一時間）の毎週計一二時間。中国語文の中には注音符号および応用文が含まれていた。同年八月二四日、台湾省教育庁は「台湾省各県山地推出国語弁法四条」を定めた。その要点を挙げると、一つには、台湾省の山地同胞（先住民）の日本語を使用する習慣を正し、国語を普及させ、山地の行政効率を高め、祖国の文化を広め、国家観を強固なものにしようとしたこと。二つめには、山地での国語の普及を、工作人員・学校・山地社会の三方面から実施しようとしたことであった。

さらに一九五四年十二月一〇日、台湾省政府は、各機関と各県市政府に、本省の国語教育の推進を強化するため、各県市政府は以前に発布された各機関の国語補習班実施弁法をもとに、地方の末端の行政員の国語の補習を強化し、一般民衆の手本となるように発令した。ここでは、総動員ということを重視したため、国語に対してすでに相当の基礎がある者も、そのつど教育庁が提供するラジオ教育の国文教学番組を聴き、文字の使用能力を増強し、仕事の効率を高めるべきだとされている。

一九五六年五月三〇日には、台湾省教育庁が各中等学校に対し、談話には極力国語を用い、方言を用いることを避

けるようにと発令した。続く同年六月七日の教育部令は、宿題や試験および書籍刊行の字体と様式を規定している。その具体的内容とは、「共匪（中国共産党を指す―筆者注）が吾が伝統の文字を毀ち、ラテン化の簡体字を普及して、文字の構造を破壊し、形声を混乱させようとするのを、速やかに徹底的に正さねばならぬ。ここに次のことを定める。

- 一、国民学校の学生の宿題は、楷書を用いるべきで、簡体字を書いてはならない。
- 二、試験のときの試験用紙や答案は、数理や楽譜が横書きである以外、ほかの国文や公民・歴史・地理などの科目は、すべて上から下、右から左で、横に並べたり横書きをしてはならない」というものだった。一九五九年一月一八日、教育部は映画館での外国語映画の放映には、国語で解説するようにと規定した。夜遅い時間帯の放映のみ十分間だけ台湾語で解説してもよいが、国語の映画作品については、台湾語の説明を行うことは許されなかった。徹底的な国語推進工作であり、もし規定を守らない者があれば、当地の関係機関は、いつでもこれを正すか、もしくは営業停止などの処分を行うことができた。⁽²⁴⁾

台湾省国語推行委員会の普段の活動や上掲の法令からは、国府が台湾に移ったのちの五〇年代には、国府はすでに全面的に社会が使用する言語をコントロールしていたことがわかる。教育体制とメディアの統制、一連の法令を通じて、「国語」は各領域へと広がっていた。言語政策を執行するうえでそれが順調に進むかどうかの鍵は、一つめには言語の装備にある。文字体系・音韻体系・語彙が標準化されていなければならない。二つめには言語環境の創造。三つめには、言語に関する法律を制定すること。この法律とは憲法や法令や政令・決議・勸告などを含む。これらの法律の効力の一つは、言語機能に名前が与えられることである。「国語」「公用語」「固有の言語」などの形容詞が、このような法律文書に出現することになるのだ。⁽²⁵⁾戦後、国府は上述の条件を備えた中で、台湾での「国語」運動という言語政策を成功させた。五〇年代の台湾の「国語」運動の特徴は、以下のように整理することができる。

一、「国語」による文化改造工作が確定した後、日本語の全面禁止のみならず、台湾語も禁止され、台湾語から国語を学習させるという魏建功の主張は退けられたこと。国府は「国語」政策の推進に借りて、日本文化の影響を排除し、台湾本土の文化を抑圧し、中華文化・中国意識を注入して国民統合を成し遂げ、その政権が正当性を有するという心理的な基盤を強固にしていた。

二、台湾の少数民族先住民の「国語」教育をかなり重視したこと。

三、全省の各県市の国民学校の付近に民衆補習班を設け、「国語」教育を推進したことは、民衆の教育上、非常に効果的であった。五〇年代の台湾の「国語」運動とは、一種の全国民運動であったといえる。

四、当時、漢字の簡体字化という主張はあったものの、同時期にちょうど中国が漢字の簡体字化の改革を行ったため、これに反対する声が高まり、「共匪と海を隔てて同じことを唱えるのは、等しく民族文化の罪人だ」「共匪の間諜行為に類似する」などと指弾され、ついにこれを止めるしかなかった。⁽²⁶⁾

一九五九年七月、台湾省国語推行委員会は台湾省教育庁に編入されたが、これは五〇年代の台湾の「国語」運動が一段落したことを象徴している。国府が台湾で進めてきた体制の改編の最初の成果だともいえる。次は国府が一九四六年、一九五一年、一九五六年、一九六一年に全島で行った人口と「文盲」に関する調査である。⁽²⁷⁾

	全台湾人口	「文盲」人数	比率
一九四六年	六〇九万八六〇人	二七二万五九三八人	五四・五八%

一九五一年	七八六万九二四七人	二七二万四三四七人	四三・四三%
一九五六年	九三九万三八一一人	二六八万二七二七人	三七・一二%
一九六一年	一一一四万九一三九人	二二八万三六五二人	二五・八七%

以上の統計からわかることは、「国語」運動が五〇年代に一段落した際、確実にそれは効果をあげ、非識字者の数が日増しに減少しているということである。国府が主導した政権はすでにその合法性を獲得し、これはまさに台湾の文化形態が新しい段階に入ったことを告げるものでもあった。

三、中国共産党の「漢語規範化」運動——結びに代えて

毛沢東は「聯合政府論」の中で「百分の八十の人口から文盲を一掃することは中国の重要な工作だ⁽²⁸⁾」と述べている。毛沢東のいう文盲とは、主に農民と労働者である。共産党が特に標榜したのは、社会主義の新中国を建設することであつたが、社会主義国家建設の根幹となるのは、農民や労働者階級出身の新しいタイプの知識人でなければならず、そのため農民や労働者は一定の文化水準を有していることが求められ、全く文字を知らない「文盲」状態であつてはいけなかつた。

中華人民共和国は、また多くの語群に分かれる漢民族と五六の少数民族を抱えており、国民統合のために、言語政

策とその執行に心を費やし、甚だしくは漢字をラテン文字化することをも考えていた。中国共産党の指導者たちは言語の問題の重要性を深く認識しており、たとえば副総理であった陳毅はかつて「何億もの文盲がいる国家では、社会主義社会の建設は不可能だし、強大な工業を興すのも不可能だ。」「そのため、単純に文字改革のみから文字改革問題を見ることはできないし、それは二つの五カ年計画の完成とそれを利用した社会主義工業国家建設と一緒に論じなければならぬ。」⁽²⁹⁾言語と政治の間の相互依拠の関係は、中国共産党による建国後の中国において、より強く作用した。

四九年一〇月、中国共産党は建国後すぐに全国の言語学者を召集し、中国文字改革協会を設立し、文字改革の問題の研究を始めさせた。五二年二月、文字改革工作进行を主管する国家の研究機関——中国文字改革委員会が設立された。それを主管する政務院文化教育委員会の主任郭沫若は設立大会で、次のように述べている。

人民は現在、経済的・政治的にも解放されて立ち上がり、文化を学習する必要に迫られている。そのため、文字の問題は解決を急がねばならない問題である。国家建設についていうならば、文字もまた改革の必要性に迫られているのだ。(略)工農大衆の文化水準を高めるためには、文字の障害は取り除かねばならない。少数民族の文字の問題と漢字の改革もまた密接に関係する。文字を有する少数民族の大半は、改革の必要があるし、文字をもたない民族は文字を造るのをしばらく待ち、これらはすべて漢字改革へと転換させなければならぬ。(略)

以上のさまざまなことは、我々の文字改革が非常に急を要することだということを示している。⁽³⁰⁾

郭沫若の言葉から、中国共産党が言語を通じて社会主義の国家建設と国民統合を進めようとしていたことは明確で

ある。そしてその言語政策はイデオロギーを含んだものであった。

五四年一二月、中華人民共和国は文字改革工作を強化し研究段階から実践段階にするために、計画を次第に全国的な国家の文字改革政策の段階へと進め、中国文字改革研究委員会を改組して中国文字改革委員会とした。その仕事は、国家の文字改革政策を実現するための三つの準備工作であった。一、『漢字簡化方案』の制定 二、『漢語拼音方案』の制定 三、標準音である「普通語」の教学の研究と推進⁽³¹⁾である。五五年一〇月一五日～二三日の九日間、全国二八の省や市や自治区と中央の一級機関、人民団体や部隊代表が参加する全国文字改革会議が開催された。これは中国文字改革委員会と教育部が合同で開催したものである。会議では建国後の文字改革工作を総括して、今後の文字改革の方針を確認し、決議とした。決議の内容は以下のとおりである。

- 一、中国文字改革委員会は修正後の『漢字簡化方案』を國務院に提出して審査を仰ぎ公布施行する。
- 二、各新聞や刊行物と文化教育機関に広く簡化漢字を宣伝するように求め、各級の学校で簡化漢字を使用し、出版社や印刷機関はすぐに活字を改鋳し、迅速に簡化文字を採用すること。並びに異体字整理表に基づいて出版物から異体字を排除すること。
- 三、中国文字改革委員会は漢字を簡化し、異体字を整理する工作进行を継続するよう求める。並びに群集から広汎な意見を徴収し、早期に漢字の簡化と整理の仕事を完成させること。
- 四、中華人民共和国教育部はまず全国各地の小学校・中学校、各種師範学校別に、北京語音を以て標準音の普通語を大いに押し広めるように指示するよう決議する。並びに各地の教育行政部門に対しては、計画的にいくつかの組に分けて各級の学校の語文教師を訓練して普通語を学習させるように指示する。部隊に普通語を普

及させる方法については、中国人民解放軍総政治部の決定によることを建議する。

五、全国の各省・市に推行普通語工作委員会を設置することを建議する。社会の力を組織し、特にラジオ局や文化館や文化センターでは普通語の学習と使用を大いに提唱すること。

六、中国科学院とそれぞれ関連のある高等学校が共同して、全国の方言調査を行い、普通語の教材と参考書を編纂し、各方言地区の人民が普通語を学習するのに便利にようにする。

七、中華人民共和国文化部和関連部門とが新聞や雑誌、図書などでより一層横組みを推し進めるよう建議する。国家機関・部隊・学校や人民団体が公文書の横組み・横書きを推し進めるよう建議する。

八、中国文字改革委員会は早期に漢語拼音文字方案草案を定め、全国の各界の人士が検討して試用できるように提出することを建議する。⁽³²⁾

この会議の最大の成果は、漢字を簡化すること、北京語音を以て標準とする普通語——漢民族の共通語として推し進める路線を確定したことにある。建国後、普通語の定義についてはそれまで方向性が定まらなかったが、この会議によって一つの共通認識——北方語を以て基礎方言とし、北京語を以て標準音とすることを確認されたのである。中国共産党が建国後になんとか実現させようと力を尽くした「漢語規範化」は、ここに至ってついに路線が確定した。そしてかれらが追求した「漢語規範化」とはまさに台湾でいうところの「国語」運動だったのである。上述したとおり、戦後台湾の「国語」運動と中華人民共和国建国後の「漢語規範化」運動の双方において、魏建功は重要な役割を担っている。この会議に出席した魏建功は、会議終了後、すぐに「解放から五、六年間、党と毛主席は、こ

の事業に対して正確で全面的で、かつ科学的な指導を行ってきた。このたびの全国文字改革会議は漢字改革の正しい方針の下で、二つの切迫した具体的問題を解決した。すなわち漢字を簡化させることと、北京語の音を標準音とする普通語——漢民族の共通の言語を推し広めるということである⁽³³⁾と表明した。

戦後、海峡を挟んだ兩岸ではそれぞれ新政権への転換があったが、新政権は十分に言語の重要性と効能を理解し、言語の問題に注目し、言語によって政治や文化をコントロールするという権力を進展させた。ただ、言語政策の推進という過程では、それは基本的に他者の容認から他者の排除へと向かったといえる。彼らは方言を肯定する一方で、他方では鳴り物入りで言語の中から有効な発言秩序を建設し、すなわち大衆を橋渡しする割符を創造したのだ。さらに各種の「章程」の規定と徹底した教育体制とメディアの動員を通じて、ある「総体」を作り出し、人民に共生観を抱かせて国民統合を達成した。言語は社会が新政権へと順調に移行し、体制が新しい軌道に乗る手助けをしたといえる。

国民政府が台湾に移る前の台湾では、その「国語」運動の目的は「国語」の普及に借りて日本が台湾に残した文化遺産を一掃し、一刻も早く台湾を中国化し、台湾人を中国人化して国民統合を達成することにあった。しかし、国府が台湾に移ったのち、五〇年代の「国語」運動には、国民統合の目標のみならず、さらに「国語」運動の推進を通じて中華文化と、反共というイデオロギーを伝播し、台湾におけるその政権の正当性を強固なものにするという側面が加わった⁽³⁴⁾。一方、中国共産党による中華人民共和国建国後の、五〇年代の「漢語規範化」工作（台湾の「国語」運動に相当する）の目的もまた、国民統合のほか、さらに社会主義国家の建設というイデオロギーのためでもあった。言語と政治の依存関係は、建国後の中国でより鮮明である。

海峡を挟んだ兩岸が隔絶されて五〇年余。双方とも政権の合法化のために言語の重要性に着目し、「国語」運動を強力に推し進めてきた。「国音」という面では、「国語」と「普通語」の発音には大きな差異はないが、「国字」の面では、繁体字と簡体字という差異があり、「国文」についていえば、兩岸は語彙の発展ですでにかなりの隔たりが生まれている。思考論理でも明確な差異がみられる。ただ、ここで忘れてはならないことは、双方の間に「断裂」があっても、一種の「連続」関係もあるということである。特に台湾の「白話文」の発展では、日本統治時代から現在に至るまで、中国とは切っても切れない関係があり、その中の複雑にもつれた糸と道筋は整理する必要があるのだ。

冒頭で言及したように、言語はイデオロギーと文化を載せる重要な媒体である。兩岸は現段階では、それぞれ独自の社会思考パターンを持つようになっていく。「言語運動」という源流からどのような道筋をたどってどのような進展していったか。筆者が最も関心があるのはこの点である。具体的な兩岸の「国語」教科書に込められた文化やイデオロギーについては、稿を改めて論じることとしたい。

付記・拙論は旧稿の「戦後台湾における国語運動の展開——魏建功の役割をめぐって——」（慶応義塾大学法学研究会『法学研究』第七五巻第一号 二〇〇二年一月）と一部内容が重複する。合わせてお読みいただければ幸いです。

注

(1) Heywood, Andrew, *Political Ideas And Concepts: An Introduction*, London: Macmillan, 1994, pp. 305-313.

(2) 国府は一九三二年「国音常用字彙」を公布し、正式に北平(北京)地方の音を国音の標準とすると指定した。中国はこれより法定の「国語」を有するようになった。戦後の国府の台湾に対する文化の再構築については、拙著『台湾文化再構築の光と影(一九四五—一九四七)』(創土社、一九九九年)を参照されたい。

(3) 呉守礼、「台湾人語言意識側面觀」、『新生報』「国語」第一期(一九四六年五月二一日)。

(4) 建国前の中国の識字率については諸説紛々としている。ある学者は革命期の中国では百分の一〇〜一五しか読み書きができなかったというが、中国政府の正式発表では建国前の非識字率は百分の八〇だという。本稿では中国政府の発表に従う。大原信一『中国の識字運動』(東方書店、一九九七年)頁三。

(5) 中国共産党による建国後、民族の平等・言語の平等を強調する政策によって、「国語」という名称が国内の少数民族の誤解(国家が国語≡漢語だけを普及させるのは少数民族の言語を軽視あるいは差別しているのではないかという誤解)を招くことを避けるため、一九五五年一〇月に開催された全国文字改革会議と現代漢語規範問題學術會議の期間中、研究と討論を経て規範の現代漢語(同時に中国各民族間の共通語でもある)を定めて「普通話」と名づけ、並びに普通話の定義と標準を確定した。「北京語音を以て標準音と為し、北方話を以て基礎方言的現代漢語と為す。」一九五六年二月六日、國務院は「普通語を推广することに關する指示」を出した。指示の中には普通語の定義と標準について増補があり、「北京語音を以て標準音と為し、北方話を以て基礎方言と為し、典範的現代白話文の著作を以て語法規範と為す」となっている。

(6) 「漢語規範化」という言葉が始めて見えるのは、中国教育部長張奚若が一九五五年一〇月の全国文字改革會議上の報告である。同年一〇月二六日『人民日報』の社論にも「為促進文字改革、推广普通話、實現漢語規範化而努力」が載っている。そのいわゆる漢語規範化には次の三つが含まれる。一漢字改革、二漢語拼音の普及、三普通話の普及。最初に「台湾省国語推行委員會」主任委員となり、並びに中国共産党の建国後「中国文字改革委員會」と「中央推广普通話工作委員會」委員をつとめた魏建功は、一九五九年四月号の『中国語文』に「從『国語』運動到漢語規範化」を発表している。後に『魏建功文集』肆(江蘇教育出版社、二〇〇一年)に収められている。国語運動を漢語規範化と等しいとしている。

(7) 『大公報』一九四五年九月二日。

(8) 台湾省行政長官公署教育処編『台湾一年來之教育』一九四六年、頁九七。

- (9) 魏建功の生平に関する主要な参考資料は、魏至（魏建功の長男）による「魏建功傳略」（魏至提供）。関志昌の「魏建功」[「民国人物小傳」第六冊（台北傳記文學雜誌社、一九八四年）頁四七五―四七八。
- (10) 「台湾省国語推行委員会組織規程」[「台湾省行政長官公署公報」夏第一〇五頁至一二〇頁、一九四六年四月一日、一〇七―一〇八頁を参照されたい。
- (11) 台湾省国語推行委員会委員の名簿
- | | |
|-------|---------------------|
| 主任委員 | 魏建功 |
| 副主任委員 | 何容 |
| 常務委員 | 方師鐸 李劍南 齊鐵恨 孫培良 王玉川 |
| 委員 | 馬學良 黎錦熙 林紹賢 龔書熾 蕭家霖 |
| | 徐敘賢 周辨明 張同光 朱兆祥 沈仲章 |
| | 曾德培 葉桐 嚴學窘 吳守禮 王潔宇 |
- (何容等編撰『台湾之國語運動』、台湾省教育廳、一九四八年、頁一五。)
- (12) 「台湾省行政長官公署教育処工作報告（一九四六年五月）」、「台湾光復和光復後五年省情」（上）、（南京：南京出版社、一九八九年）、頁三六四―三六六。
- (13) 前掲『台湾之國語運動』、頁七一―七三。
- (14) 魏建功、「台語即是國語的一種」、『新生報』[「國語」第五期（一九四六年六月二五日）]。
- (15) 「注音符號十八課」は國語の注音符號を廈門音、漳州音、泉州音、客家音と一緒に対照させたもので、九回にわたって連載され（一九四六年五月二八日～七月二三日）、注音符號と客家音の對照は五回分の連載（一九四六年八月二八日～九月二四日）であった。詳細は上述の日付の『新生報』[「國語」を参照されたい。「注音符號十八課」には作者の署名はないが、魏建功の長男魏至によれば、魏建功の自撰であるという。
- (16) 高峰、「談本省語文教學」、『新生報』（一九四六年一〇月一六日）。
- (17) 魏建功、邵月琴、「通信一則」、『國語通訊』第二期（出版年月日は未詳）、おおむね一九四七年上半年の出版。
- (18) 「社論 國語推行運動的實施」、『中華日報』（一九四七年一月二六日）。

- (19) 前掲『台湾一年來之教育』、頁一〇〇。
- (20) 張博宇主編、何容校訂『台灣地區國語推行資料彙編』(中)、(台灣省教育廳、一九八八年)、頁五六—六一。
- (21) 許雪姬「台灣光復初期的語言問題——以二二八事件前後為例」『史聯雜誌』第一九期(一九九一年二月)、頁九八。
- (22) 教育部、『第六次中華民國教育年鑑』(一九九六年)、頁一八四八。
- (23) 詳細は一九四七年—一九五八年台灣省國語推行委員會工作計劃與工作報告を参照されたい。前掲『台灣地區國語推行資料彙編』(中)所収。
- (24) 詳しくは張博宇編、『台灣地區國語運動史料』(台北：台灣商務印書館、一九七四年)を参照されたい。
- (25) ルイージャン・カルヴェ(Louis-Jean Calvet)著、西山教行譯『言語政策とは何か』(白水社、二〇〇〇年)、頁五三—七〇。
- (26) 前掲『台灣地區國語運動史料』、頁一六一。漢字の簡体化を主張した代表的な人物は羅家倫である。彼は簡体字を提唱する理由について、一、中国の字を保全するため。二、時間を節約するため。三、労力を節約するため。四、広汎な民衆が最も便利な手段で知識を得られるようにするためとしている。詳細は羅家倫「簡體字之提倡甚為必要」原載は『中央日報』、『聯合報』(一九五四年三月一八日)、後に『羅家倫先生文存』第一冊(國史館、一九七六年)に所収。台湾の文字改革に関して、詳しくは菅野敦志「台湾における『簡体字論争』——国民党の『未完の文字改革』とその行方」『日本台湾学会報』第六号(日本台湾学会、二〇〇四年)を参照されたい。
- (27) 『台湾省通志』人民志人口篇(第三冊)(台灣省文獻委員會、一九七二年)、頁二〇四—二〇五、二六七。この通志でいうところの「文盲」とは、筆者は「國語」を解しない者を指すと考える。
- (28) 毛澤東、「聯合政府論」、『毛澤東選集』(一卷本)(人民出版社、一九六六年)、頁一〇八三。
- (29) 『当代中国』叢書編輯部編、『当代中国的文字改革』(新華書店、一九九五年)、頁六五。
- (30) 同上註、頁六〇。
- (31) 同上註、頁六四。
- (32) 「全国文字改革會議決議」、『推廣普通話文件彙編』(北京：文字改革出版社、一九八五年)、頁一九—二〇。
- (33) 魏建功「對『文字改革』的提法和看法的問題」『魏建功文集』肆(江蘇教育出版社、二〇〇一年)、頁四七五。

(34) 一九五二年四月、半ば「お上」の雑誌である『中国語文』月刊の創刊号の発刊縁起は次のように明言している。反共抗ソの思想戦の中にあつて、語文の媒体を通して「青年の閲読および作文能力を訓練し、教師を助けて語文の教学技術を増強し、語文の書籍刊行物や文芸作品を批評紹介し、哲学および歴史や文学の知識を注入して教育し、中国語文教育問題及び革新計画を研究する」などの方法で、「民族文化精神を発揚し、三民主義思想に融合させ、語言文字を統一し、語文教育を普及し、中国語文研究の正確な道筋を指し示し、大陸を光復した後の語文の消毒及び語文の再建工作に従事する準備をする」という諸目的を達成するとしている。